

一般質問

六月定例会の一般質問は、十七日、十八日に行われました。この二日間で、十六名の議員が登壇し、市政全般について、二十五項目にわたり、質問を行いました。

「三位一体の改革」と 対決し地方自治を守れ

村山 正美 議員

問 自民・公明が支える小泉内閣の「三位一体の改革」は、国の公共事業の無駄を温存し、国民・住民生活への負担の押しつけと地方自治の破壊が実態だ。

「三位一体の改革」の春日市への影響額は、約十一億円の減収となっている。今月四日、閣議決定された「骨太の方針」第四弾は、概ね三兆円規模を目指すとして、三兆円規模も地方自治体が、国庫補助負担金改革の具体案をとりまとめることが前提になっており、税源移譲がスムーズに運ぶことはむずかしいと考えられる。

そこで、改めて三月議会での地方自治を守るための市長の決意を実現するためどのような行動が行われたのか、また今後どう取り組まれるのかお聞かせ下さい。

答 三位一体改革について幾つかの基本方針が示され、全国知事会、全国市長会など地方六

団体も、真の改革となるよう活発な論議が行われ、全国市長会の緊急決議では、地方交付税について財源調整と財源保障の両機能を堅持することが盛り込まれている。地方分権時代にふさわしい行財政運営を確立するため、早期に基幹

税による本格的な税源移譲を行うなど、地方の意見を反映した三位一体改革の実現を、福岡県市長会、九州市長会、全国市長会など、あらゆる機会を通じて働きかけをして

いる。このような厳しい財政状況を乗り切るには、議員の皆様方を初め、多くの市民皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、一緒に取り組んでいきたいと思います。

入札制度改善について

武末 哲治 議員

問 平成十三年一月十六日、公共工事の発注者を対象に、守るべき義務事項、取り組むべきガイドラインを提示した入札契約適

正化法が施行され、三年以上が経過した。本市においては昨年九

月議会で、現在行っている指名競争入札から、条件付一般競争入札及び予定価格の公表などの導入を求める、春日市の入札制度の抜本的な改善を求める請願が出され、議会は全員賛成で採択している。そこで次の点をお尋ねする。

答 現在まで入札制度改善について、どのような議論をされたか。また、改善された点があるならば、具体的にどの部分が改善されたのか。

創り、談合しにくい環境をどうつくるか、契約の透明性をいかに確保するか、予定価格及び最低制限価格の公表、業者選定のあり方、現場説明会の廃止や指名業者の入札前公表の停止など、より公正で透明性を高めた入札制度にするための研究を行っている。

改善点としては、指名基準や指名業者の公表は、入札執行前、指名通知を行うと同時に市の情報公開コーナーで行うなど透明性の向上にむけた取り組みを行っている。また、今年度は試行的に、現場説明会の不開催などにも取り組んでいるし、指名業者参加資格登録受付を、市のホームページからできる

ように改善した。今後も常に改善の姿勢で取り組みたい。

土曜、日曜、時間外等の 市役所窓口サービス

岩切 幹嘉 議員

問 市民の皆様から、土曜日、日曜日においても、窓口のサービスを行ってほしい。もしくは平日の時間延長をしていただきたい等の要望をお聞きしている。その実施の可能性についてお尋ねする。

①平日の窓口業務の時間延長を行った場合、②土曜、日曜に窓口を開いた場合のそれぞれの人員の体制、それに伴う経費の試算、又、それ以外ネットになるものはあるか。③コミュニティバスを利用できる利便性から、ふれあい文化センター内に土、日の窓口センターを開設することも視野に入れて検討できないか。又、市民ニーズを把握するうえからも、窓口サービスセンターに関する市民アンケートを実施してはどうか。

答 ①近隣市町の試行の結果、利用者が少なく中止も多く、現時点では時間延長サービスの導入には消極的に考えている。

②サービスの内容を検討中である。内容については、場所を本庁とした場合、転出入の申請以外の証明書交付に人員が三、四人ほど必要で、費用は人件費、OA機器の稼働費、光熱水費などの庁舎管理費用が必要となる。また、人的対応以外にITを活用した方法があり、電子市役所の構築に向けた取り組みを行っている。

③ふれあい文化センター近くの西出張所との両立が、財政面及び人員配置の面から厳しい。今後全庁的な取り組みの電子市役所の動向を踏まえ、市民アンケートの必要性も含めて検討していきたい。



オゾン層破壊による

有害紫外線対策について

前田 俊雄 議員

問

オゾン層破壊問題は、世界的規模においてさまざまな取り組みが行われているが、地表で特定フロンが放出されてからオゾン層に達するまで十年以上かかると言われている。

過去に放出された特定フロンの影響でオゾン層破壊は拡大されており、それに伴う有害紫外線の地表到達量は増加している。こうした背景を踏まえ、市長及び教育長に次の三点についてお尋ねしたい。

- ① 有害紫外線の地表到達量増加の認識について。
- ② 有害紫外線から市民の健康を守るための取り組みについて
- ③ 学校現場での取り組みについて。

答

① 紫外線の中でも特にB領域紫外線が有害であり、この有害紫外線がオゾン層の変化に影響されることから、現在、その増加が問題となっていると認識している。

② 環境省から、保健活動に従事する専門家に対し、紫外線保健指導マニュアルが出版されており、そこで、これを参考に、特に乳幼児や高齢者に対し保健指導の場で紫外線に配慮するよう指導するとともに、市報等で市民に対し周知していきたい。

③ 例年、紫外線の照射が強まる五月から六月にかけて、紫外線による有害性に関し各学校に周知するとともに、具体的な紫外線対策についても、各学校の実情に応じて対応するよう指導している。

子育て支援・学童保育と

すくすくプラザについて

松越 妙子 議員

問

① 放課後児童クラブ事業は昨年全クラブにログハウスムも整備され、評価の高い施策である。七年前の法制化・女性の社会進出等で利用者が急増し、クラブ舎の過密問題が生じている。数ヶ所クラブを訪問したが子ども達にとって窮屈な環境を改善すべきと思う。

(1)過去三年間のクラブ利用者数と指導員数の推移について。(2)怪我や事故の状況と要因について。(3)プレハブの増築及び体育館や余裕教室の利用など学校と協議してはどうか。

② 子育て支援センターすくすくプラザは利用しやすいと市民からの評判がよい。(1)利用状況について。(2)複合施設としてより効果的運営のためセンター長を置いてはどうか。(3)専門家である心理士の配置をしてはどうか。



大谷小学校放課後児童クラブ(つばめクラブ)

答

① (1)平成十四年四月は、入所児童数七十三名に対し指導員数四四名、平成十五年四月は、入所児童数七五六名に対し指導員数四七名、本年四月は、児童数八六二名、指導員数五三名である。

(2)昨年度は、全クラブで七八件の怪我が発生しているが、大規模校等、特定のクラブが特別に多いということはない。(3)学校内の施設を有効活用できないか、学校長と協議していく。(4)オープンして二ヶ月経過の相談件数は四〇六件となっており、前年度四五月分一五六件と比較すると、高い伸びを示している。

(5)組織、施設長のあり方については、組織機構検討委員会の中で議論していく。(6)臨床心理士の配置の必要性があるかどうかについても研究をしていく。

女性専用相談窓口の

設置について

古賀 恭子 議員

問

DV防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行され三年が経過した今もなお、配偶者や恋人からの暴力、特に言葉の暴力は無くなっていない。家庭内における暴力は犯罪であるということに

対して社会的認知度が薄く、これまで家庭の中に潜在していた女性への暴力は犯罪になる行為であるにもかかわらず、被害者への救済が十分に行われていない。そのほとんどの場合、被害者は経済的自立が困難な女性が多く、そのような女性に対し配偶者等からの暴力暴言は個人の尊厳を害し、人格をも抹殺するに近いものがある。そのような被害者救済のために面談で気軽に相談できる窓口の設置をしてはどうか。

答

女性専門相談窓口の設置については、既に本年四月より四階の会議室で人権女性政策課が相談受け付け体制をとっている。

現在、具体的なDV相談業務として人権女性政策課、ことも未来課が中心となり、筑紫保険福祉環境事務所の婦人相談員とも連携を図って随時相談を行っている。

筑紫地区四市一町でも、ちくし女性ホットラインを開設し、電話相談あるいは面接相談を行っている。また、毎月の定例人権相談日に女性人権擁護委員と法務局の協力で女性専門の相談日を設けている。

十一月には女性に対する暴力をなくす運動期間中に、筑紫人権擁護委員協議会と法務局の主催で女性問題相談日を設けるなど、相談事業の充実に努めてまいらる。

高齢者等対策で成年後見制度と公正証書遺言を活用しては

古川 詳翁 議員

問

① 平成十二年十二月議会の質問に対する答弁内容についてその後の成果・結果はどのようなになったか。

② 改正された成年後見制度は高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から検討されている。痴呆症や知的障害などで判断能力の不十分な人にかわり、後見人などが財産管理や福祉サービスの契約などを行うもので、公正証書遺言とともに高齢者等の財産保全には最適な制度です。また補助・補佐・後見開始の申立権を一部市町村長に付与されているが、市長が成年後見開始の審判を行っている例があれば具



元氣な高齢者が働くシルバー人材センター

体的に説明願います。制度利用のため、更に、ボランティアでの専門家の支援を活用してはどうか。

答

平成十四年度から春日市社会福祉協議会が福祉サービスマニユアル事業を実施しており、市は事業費を助成している。利用者は現在十三名である。社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部の無料相談件数は、十件で、このうちの三件が成年後見の相談であった。今後の対応については、制度が市民に浸透していないので、ケアマネジャー、民生委員等の研修での周知や市報での広報も実施したい。

市長が申立人になっているのは三件で、一件は後見開始の審判を行っており、あとの二件も調査が進んでおり申し立てに入れると思う。ボランティアについては、福岡市が、NPO法人を設立されたと聞くので情報を伝えていきたい。

高齢化と人口減少について

佐藤 克司 議員

問

少子高齢化が急速に進み日本の人口は西暦二〇〇七年を境に減少し始め、高齢化と人口の減少という二重の試練を迎える事になる。少子高齢化による人口の減少は労働力の不足に拍車をかけ現在の一律年齢による定年制が見直され年齢制限廃止法が二〇一三年頃には実施されるようになり働ける能力のある人は希望を持って生涯働けるようになり失業も解消されるようになる。高齢者の正確な判断力と冷静な行動力が求められ、長年培って来たバイタリティーな頭脳を活用させる必要が生じる時代になるが、高齢者も元気で生き生きとしていなければ働く事は出来ない。元氣な高齢者の心身共に健全な育成が必要になると考えるが、その対策は。

答

高齢者が積極的に健康づくりや社会参加に取り組みできるように、社会活動の機会や場を提供し、高齢者の健康と生きがいづくりに取り組んでいる。就労面での社会活動として、シルバー人材センターの拡充や活性化を支援し、ハローワークとの連携も図っていききたい。地域での社会参加活動事業としては、老人クラブ連合会と

連携し、これまで培ってきた技術と知識を子供達へ伝える文化伝承事業等を実施している。健康づくり事業としては、転倒骨折予防教室、お達者教室、高齢者歩こう普及事業を実施しており、さらに、今年度に策定する健康増進計画の中に、発病を抑制する一時予防に重点を置いた施策を十分取り入れていきたいと考える。

乳幼児医療費助成の拡充について

野口 明美 議員

問

高齢期の生活を保障する年金・医療・介護は財源の、かなりの部分を現役世代が負担しており、次の世代が安定して生まれ育たないと成り立たない制度である。その観点から子育て支援にもつと重点的に給付を配分する必要があるのではないかとと思う。通院時における年齢引き上げの件については、今回で四回目の要件となるが、安心して子供を産み育てられる子育て支援の行政の役割はますます重要かつ重大な責任があるといえる。筑紫野市・那珂川町・福岡市に続いて大野城市が明年一月より対象枠を拡大することを聞き及んでいるが、本市としてもこれ以上該当者の方々の不満が増大しない為にも早急の実施を強

く要望するつもりである。

答

市長会を通して国の制度として就学前の乳幼児の医療制度を創設するように強く要望している。

現行制度の上乗せとして通院時の対象年齢を一歳引き上げた場合には、年間四千二百万円ほどの新たな財源を必要とするため、本市の財政運営上、大変厳しい現実の中で、財源をどう確保するのが大きな課題となる。

子育て支援の重要性にかんがみ、通院時の対象年齢の引き上げが財政的に可能か否か、他の事業の見直し等、財源の見通しを見きわめながら検討していきたいと考えている。

少子化対策について

不妊治療の対策強化を

村山 正美 議員

○三年の特殊出生率が、過去最低となることが判明し大問題になっていきます。○六年をピークに総人口が減少に転じるとの予想を上回る少子化の進行で、人口減少時代が早く到来する可能性が指摘されています。少子化対策は、日本の社会と民族にとって待ったなしの課題となっています。不妊治療に対する助成制度の問

題について、昨年の六月議会の質問に対する市長答弁は、国が不妊治療の助成制度を設ける方向で来年度予算化の動きがある。国の動向を見極めつつ、他の自治体の取り組み状況等を調査・研究していきたいとのことでした。六月一日からの県の助成事業に市が上積みを行い、国に保険適用を要求すべきと思うがどうか。

答

福岡県では、今年の六月から高額な費用がかかる体外受精や顕微受精を対象に、夫妻の年間所得六五〇万円未満である者に対して、一回当たり上限を十万円として、一年度まで最高二十万円の助成を始めました。この助成事業を実施している自治体としては、県を中心に、おそらく五十市町村を超えるという情報を得ております。市としては、これから取り組むことを考えていかなければならないかと感じているところで、ただ、県が始めたばかりで、本市にどれだけ希望者がおられるのか、もう少し情報を得てから研究してまいりたいと考えております。もちろん国に対する制度上の働きかけについては、当然行ってまいります。



春日原保育所の改築等について

竹下 尚志 議員

春日原保育所は春日市で最初に開設された保育所で、すでに三十四年が経過し、老朽化が進むと同時に児童数の増加により狭隘となっている。JR春日駅高架事業等に合わせて保育所の改築計画が上がったが、その後保留になったままである。春日市の保育所の現状は、平成に入ってから急速に改善され、公・民合わせ十一保育所、定員数は千五百六十人と待機児童数は解消されている。しかし、県道三十一号線から東部地区と若葉台・平田台地区には三施設しかなく定員も僅か二百八十名である。うち、春日東保育所の六十名は三才未満となっている。春日駅周辺の整備に伴い人口増加が予測されるが、春日原保育所の改築と定員増の計画予定があるか否か伺う。



春日原保育所

本市では、都市化の進展に伴い保育所を設置し、保育需要の伸びに対応してまいりました。その後、女性の社会進出という就業構造の変化もあり、需要は伸び続け、既存の保育所の改修や建替えも重要な課題でしたが、まずは当面する待機児童の急増対策に取り組むことが先決となっております。

春日原保育所は、交通利便性の良い立地条件に恵まれ、人々希望が多い施設ですが、老朽化、狭隘化などのため、保育環境は劣化しつつある状態になっております。厳しい財政状況下ではありますが、保育需要の動向、他の保育所の老朽化度合い等を考慮しながら、建替え手法等も含め、最も効果的な対応策を検討してまいりたい。

報などを通じてさらに多くの市民に周知すべきだと思っております。一歳六ヶ月児健診でも発達障害に対応する集団健診を実施するとともに、二歳児健診も含めて、健診後の相談事業を言語聴覚士など多職種スタッフを配置して実施すべきだと思っております。

先の国会には発達障害者支援法案が提出されており、早ければ来年度から法の施行がなされると聞いている。成立すれば、国、県、市町村にも支援が義務付けられるとともに、財政的裏づけもなされるので、法制化を見据えた対策を講じべきだと思っております。

市民への周知については、二ヶ月に一回市報の「カンガルー通信」として提供していく。

一歳六ヶ月児の対応については必要なフォローは行っているが、集団健診は実施できていない。集団健診の実施や三歳児健診も含めた健診後の相談活動については多くの費用を伴うので、財政的裏づけとなる国の支援法の動向をみながら対応したい。

長能議員ご指摘の言語聴覚士の専門性や役割は、十分認識しているが、費用を伴うので国・県の動向を見ながら対応したいのでご理解をいただきたい。

現在、くれよんクラブでの支援策など頑張っているが、国の方針を重く受けとめ、さらに全庁的に支援強化を図りたい。

女性の拠点づくりについて

古賀 恭子 議員

他市との交流会で元氣な女性に出会い彼女らと春日市の女性との差は女性センター、いわゆる拠点の有無に聞いているように思う。俗に言う女性センターは屋根があり壁があり柱がある一戸の建物と思われるが、何も壁や柱はいらない。有能な人材と机があればそこが拠点になる。市内には女性を中心とした社会教育関係団体、福祉関係団体、PTAや子育て中の団体などあらゆるボランティア団体が活動しているが性格を異にした団体の連携づくりはまちづくりにも役立つ。そのためにも中心になる人材を雇用し人と人とのつながりが大事にされる春日のために、また今後策定される男女共同参画プランや条例づくりのためにも設置されてはいいかがか。

女性センター設置による拠点づくりについては財政上の課題、人材の確保、春日市女性関連団体との連携及び自立的な活動に対する育成支援など多くの課題を抱えているので、春日市市民公益活動支援指針の支援施策の方向性を踏まえ、慎重に研究してまいりたい。

平成十一年に春日市は男女共同参画都市宣言を行い、総合的な施策の推進を図ってまいり、今年度は指標としてきた女性行動計画が終了することから新たな男女共同参画プランの策定に取り組んでい。今後、市民の皆様の御意見、御意向の把握に努め、その合意が得られるプランづくりを目指し、要望の女性センターについては、この中で考えてまいりたい。

仮称第十二小学校建設におけるその周辺の環境整備問題

谷 成之 議員

仮称第十二小学校建設にあたり、その周辺は未整備で児童の通学路の歩道が確保されていない地域がある。また、学校建設開始以降、大型車両通行時の一般市民の安全確保、及び登下校時の児童の安全を十分に配慮した上で、早急に整備を計画、実施願いたい。

② 南西地域には蓋かけがなされていない側溝が多数残っているが、今後の具体的な計画はあるのか。

③ 現在、都市道路計画に含まれている中原池ノ内線は、あいあい保育園で突き当たりとなっている。仮称第十二小学校建設に伴い、行き止まりとなっている白水ヶ丘地区と天神山地区との接合を双方の市民の利便性を踏まえて計画、実施して頂けないか。

発達障害児の早期療育支援について

長能 文代 議員

十二月議会で要求していた子育て支援センターでの発達障害児に対する支援が開始されており、大変喜ばれているが、市

報などを通じてさらに多くの市民に周知すべきだと思っております。一歳六ヶ月児健診でも発達障害に対応する集団健診を実施するとともに、二歳児健診も含めて、健診後の相談事業を言語聴覚士など多職種スタッフを配置して実施すべきだと思っております。



上白水地区の側溝

答 ①通学区区域審議会において通学路が決定され次第、安全な通学路の確保のため、具体的な歩道整備の検討に取り組みたい。

また、大型車両の通行ルートなど開発業者の問題等を聞き、必要な措置をとりたいと思う。

②市では毎年計画的に側溝整備を進めているが、膨大な事業費と相当な事業期間を要し、市全体の早急な工事完了は難しく、時間の猶予をいただきたい。

③春日市の都市計画道路事業のうち、最重要路線として那珂川宇美線を早期に完成させたいので、これらの事業のめどがついた時点で検討したい。しかし、新たな小学校と隣接する重要な道路であり、必要ならば自転車等が通れるような道路整備もやぶさかではない。

「春日原ゴルフ場再開発」について

藤井 俊雄 議員

問 ①春日フォレストシティ開発計画について、市は内容を把握しているか。

②大型小売店の進出において長野市は事前評価する仕組みを導入し、都市計画との絡みや地元とのバランス調整を行うが、この手法は、取り入れられないか。

③周辺住民や地元商工業者等と開発事業者との調整については、誰がするのか。

④開発地域の新道路設置を大野城市が許可しないと聞くがどうしてなのか。

⑤過去の、西友建設時に条件が折り合わず、地元業者はテナントとして入店できなかったが、今回の開発については、地元業者育成の観点から優遇策を開発業者に要請できないか。

答 ①開発区域は、春日原ゴルフ場のイン九ホールの部分。

開発面積は春日市域と大野城市域、合計で四三ヘクタールである。土地利用計画としては、商業地、住宅地を始め、福祉施設用地、調整池、公園及び道路用地である。

②長野市の実施状況を見守っていきたくて考えている。

③現在、都市計画法第三二条に基づき協議中であり、この段階で

行政が市民と開発事業者のパイプ役、調整役となる認識をしている。

④新たな接続の幹線道路は、大野城市の南部地区交通体系に重大な影響を与えるという懸念がある。

⑤地元業者の育成という視点は必要かと思うが、行政から一部の民間事業者への要請を行うことは誤解を生じやすいと考えている。

県道整備について

武末 哲治 議員

問

県道那珂川宇美線は春日市を東西に結び都市計画道路で非常に交通量も多く、朝夕の親和陸橋付近、小倉バス停前、春日アピロスから下白水方面の渋滞は大変厳しいものがある。また大型車両の通行も多く幅員が狭い下白水や小倉付近は、歩行者や自転車の通行には大変危険な状況で、早急な対応が求められている。そこで、現在の那珂川宇美線整備事業の進捗状況について、及び今後の時間的予定と計画についてお尋ねする。

答

下白水工区は、平成十五年に事業認可をうけ、四月から用地測量、建物調査に着手し、十月から用地交渉に入っているが、価格下落のため交渉が進まず、十六年度に繰り越している。用地事務要員を増員して体制を充実させて

いるところだ。小倉工区は、平成十六年一月に事業認可をうけ、本年十月ごろから用地交渉に着手し、地権者の協力をお願いして事業を推進したいと考えている。

今後の時間的予定は、下白水工区については、平成十八年度までに用地買収と補償を完了し、十九年度、二十年度で整備する計画である。小倉工区は、平成十九年度までに拡幅分の用地買収と補償を完了し、二十年度、二十一年度で整備する計画である。

自転車マナー向上と
放置自動車条例について

船越 妙子 議員

問

①市民から歩道を歩いていて後方からスピードを落とさない自転車が跳ね飛ばされそうになったりして怖いとの訴えをよく聞く。歩行者の安全確保と交通事故防止のためにも、(1)行政としても警察・小中学校・高校に呼びかけて筑紫交通安全協会春日支部とも連携をとって、自転車マナーアップと交通安全教室を開催してはどうか。(2)荒川区では自転車の講習を受けた人には自転車免許証の交付をし、啓発をしている。春日市でも新しい取組みをしてはどうか。(3)放置自動車が市内各地にみられる。(1)現在の処理手順と要す

る期間について。(2)市長権限で迅速に処理できるように、罰則付きの放置自動車条例を制定し積極的取組みをしてはどうか。

答

①交通安全教室の開催については、筑紫交通安全協会を通じて、小学校を対象に毎年行っている。(2)自転車免許証その効果がどのような形であらわれるのか、調査確認をしてみる。

②(1)筑紫野署に照会し、所有者が判明すれば所有者で処理、所有者不明な場合は、筑紫野署と協議を行い、廃棄された車両と認められた場合は、道路維持管理の一環として処理している。期間についてはケース・バイ・ケースでまちまちである。(2)どうすれば、このマナーの向上が図られていくのか。簡単に条例とか罰則を決めて、そういうものがないのかどうかということも考えていかなければならないと思っている。

春日市の地域安全政策について

吉村 敦子 議員

問

地域における防犯及び防災に関する安全対策についてお尋ねします。

①ついで隊及び防犯情報メールの仕組みと現状について。

②防犯情報メールについて、災害時における災害情報の配信や、

高齢者の安否確認などに今後活用するお考えがあるか、また今後市役所内部における防犯と防災の連携をどのように図っていくつもりか。

③ 高齢者の安全を確保する視点から、これらの「ついで隊」や「防犯情報メール」を進めていく上での推進組織体制と将来構想について。



街を見回る「ついで隊」の腕章等

答

① 「ついで隊」は散歩やジョギングのついでに腕章等を着用し街を見回るもの。防犯情報メールは、不審者に関する情報を広く関係者に広報するためのパソコンと携帯電話を使ったメール事業である。

② 今後、防災情報や高齢者の安否確認などへの活用を研究したい。市役所内部における防犯と防災の連携については、地域安全庁内連絡会で行う。

③ 「ついで隊」は筑紫地区防犯協会が実施主体であるが、市の窓口は地域づくり課に置く。防犯情報メールについては、今後、NPOなどの市民組織に移管することなどを検討する。市民組織を中核と

して、市、警察、消防、郵便局などの関係機関と連携し推進したい。

治水対策には

遊水池の建設が必要

村山 正美 議員

問

私は、約二十年前から失われる保水機能を回復するため遊水池建設が必要と訴え、九十八年(平成十一年)の九月議会で、春日市の雨水排水計画が立てられた七十三年当時に比べ、保水機能・遊水機能を持つ土地が六十二%も減少している事を示し、学校や公園の地下を利用した遊水池を作るべきと提案した。

昨年九月議会で私の質問に対し、春日市の雨水計画見直しと遊水池の方策を見出してまいりたい」と初めて明確に述べられた。

そこで雨水計画の見直しと遊水池の方策がどう前進しているのかお聞かせください。整理池を埋め立てる第十二小学校は、学校建設と保水機能をどう両立させる考えかも答弁願います。

答

雨水計画の見直しについては、平成十二年度以降雨強度五年確率から十年確率に、また、土地状態に伴う流出係数など、諸元の見直しを行っている。しかし、市全体をこの諸元で見直すには、流域全体に及ぼす影響が大きく、計画策定までには至っていない。

ところが、昨年の水害で、御笠川流域の各自自治体では、計画の見直しを図ることになり、市としては流下能力を高めるだけの計画では流域全体の計画に齟齬を来たことから、流出を抑制して溜池に調整能力を持たせることが不可欠と考えている。次に、第十二小学校建設予定地は、集水区域を持つておらず、雨水部分はその場で貯めるのが原則なので、是非それは守りたいと考えている。

ゴミ減量対策について

長能 文代 議員

問

ゴミ減量を進めるには、大量廃棄型社会からリサイクル社会への転換が求められている。適正処理困難なゴミの開発、製造、販売の段階からの規制、排出前対応を進めるべきである。政府が改正した改正廃棄物処理法は、排出前対応が盛り込まれていないし、リサイクル法も、企業が有用と認めた物のみのリサイクル推進になつており、企業の責任が明確にされていない。政府に対して排出前対応を求めると共に企業の責任を明確にするよう要求してほしい。また、東京都のように上積み条例を作つて、罰則も含めた企業責任を適用すべきではないか。

市が助成しているゴミ処理容器への助成を筑紫地区三市一町のよ

うに引き上げてほしいがどうか。

答

大量廃棄型社会から循環型社会に転換するには、廃棄物の発生と排出の抑制を最優先とし、リサイクルをすれば資源循環するからよいのだという考えではなく、いかにリサイクルを減らしていくのかという視点に立つ必要があると考える。

国の法では、事業者の責務に罰則の適用や社会的制裁もない。国に対して発生前対応、生産者責任などを強化するための法の改正整備を求めていきたい。

東京都のような条例については広域の公共団体と基礎的な団体である春日市との違いなどを勘案しながら研究したい。

電動式ゴミ処理容器の助成については他市町村の実施状況を調査し、さらに検討していきたい。



生ゴミを堆肥に変えるダンボールコンポスト

白水ヶ丘地区の砂塵騒音問題

谷 成之 議員

問

昨年九月議会にて一般質問した白水ヶ丘地区内の砂塵・騒音問題はその後、前にも増して砂利の盛り上げの高さが高くなっているように見受けられる。

いまだに改善策が打ち出されていないが、今後市としての指導・改善策を具体的に聞かせ願いたい。

答

九月議会での回答のとおり違法性がない限り、強制的に指導できないのが実情である。昨年の九月以降も事業活動について周辺住民への住環境へ配慮するよう監視を続けているのが現状である。最近では隣地境の土砂の量や土盛りの高さの調整などが行われ、若干ではあるが改善された形跡が見受けられる。

今後周辺住民に対する環境配慮のため、監視等が続けてまいりたい。

周辺住民で組織されている住宅環境を守る会の代表宅に伺い、対応策も協議してきたが、その後は地元との接触を致しておりません。今後は、地元住民の被害状況が重要なポイントになってくるので、一緒にやっていきたいと思つ。

まちづくり地域活性化の切り札
として地域通貨の導入について

金堂 清之議員

問

①まちづくり地域活性化の切り札としての地域通貨導入に關し、(1)どのような分野でどのように活用されるのが良いのか、研究の結果と具体的導入の取り組み状況は。(2)種を蒔くための仕掛け人や具体的な人材育成事業の内容は。(3)実践導入を拒む具体的な課題・障害とは何であるのか。(4)地域通貨制度は、耳新しい内容であるため、協働という視点からも市民にもっと紹介すべきだが、未だ、地域通貨の流通の仕組みや導入事例などを広く市民に情報提供されていないのは、なぜか。(5)地域通貨を早い段階で実践導入するため、(1)行政主導によるモデル地区設定とその導入への取り組み状況は。(2)必要な支援方策の研究結果はどのように。

答

①(1)NPO、社会福祉協議会、行政等で構成するボランティア研究委員会を設置し、中間報告をまとめている段階である。活用分野としては、買い物、育児など家庭生活を支援できる分野が入りやすいと思う。年内に市民グループが実施主体となった実験が弥生地区を中心として春日まちづくり塾を開設している。地域通貨に

ついてはボランティア研究委員会が人材育成の場となっている。(3)経費やスタッフなどの問題。(2)本市にふさわしい地域通貨の特定ができないなどの理由から市報による紹介を控えた。(3)市民主導の地域通貨を市が支援する立場が望ましい。(2)ボランティア研究委員会の最終報告を受け検討したい。

「小中学校における地球環境保全」について

藤井 俊雄議員

問

①小中学校における地球環境保全についての教育は、どのように行われているのか。
②学校は、公園等と共に身近に緑や自然に触れられる場所であるが、草花や木々の計画的な植栽は行われているのか。
③第十一小中学校建設は、予定地周辺の自然を生かして設計を行い、エコスクールモデル校として建設してはどうかか。

答

④学校管理者は、電気や水の節約を指導し、管理する立場にあるが学校における実態はどうか。
⑤環境保全の一環として民間企業では、ソーラーシステムや節水装置等の設備導入を行っているが、学校現場での採用を検討してはどうかか。
①地球環境の大切さや命の尊さを理解するための学

習は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と、学校の全教育活動を通して、計画的に進めている。
②小中学校に花の苗を毎年配布し、各学校で環境への思いと個性を生かした特色ある環境教育を展開している。
③地理的、地形的な特性と地域周辺の環境に配慮した、二十一世紀にふさわしい地域利用型の学校施設を作っていく。
④従来にも増して節約意識は高まってきており、その効果も徐々に、表れ始めてきた。
⑤ソーラーシステムは、費用対効果という面で問題がある。節水装置は、現在進めている建築設計の中で十分に研究し、対応したい。

春日西小学校分館新設校の建設構想について

柴田 英明議員

問

①(仮称)第十二小学校予定地周辺の住民の方々による、第十二小学校建築を考える会」という団体から、小学校建築に反対との意見が出ていると聞き及んでいるが、その内容はどのようなものか。
②平成十六年六月五日の、第十二小学校建築を考える会」に、教育長自ら出向いて説明されているが、理解を得ることができたのか。また、

この反対運動に対し、どう対応し、どう受止めておられるのか。
③地域住民の方々から受け入れられる学校作りのため、どのような学校を作るつもりとしているのか。
④校区編成の過程、もしくは基本的な考え方など、説明できるものがあればお示し願いたい。

答

①地元住民への説明不足ではないか。少子化傾向にならざるにせよ分館新設校なのか。校区再編で済むのではないか。何でこの場所なのか。溜池を埋め立てるなど、環境問題を無視してはいないかなどが、主な訴えである。②理解は得られたと思うが、教育の視点より大人の生活論の先行を感じた。教育の平等のために、やるべきことはやる。一時たりとも遅らせなくてはならないという思いを強くもった。③地理的、地形的な特性と地域周辺の環境に配慮した、二十一世紀にふさわしい地域融合型の学校施設をつくってほしい。④合理的で多くの方々が納得されるような通学区域となるよう、審議会の答申を尊重しつつ、さらに多角的に研究し、決定したい。

文化・スポーツ施設の
休館日について

前田 俊雄議員

問

就業形態の多様化等に伴い、ライフスタイルも多様化

してきている。市民生活においても、相対的に土、日、祭日が休日という方が多いとは思われるが、平日が休日という方も少なくない。例えば、理容室、美容室は月曜日が休業というのが多いようで、これらに従事されている方々より、「休日文化・スポーツ施設を利用したくても、休館日であるため利用できない。不公平である。」との声が、特に文化施設に根強くある。そこで、教育長に次の二点についてお尋ねしたい。
①ふれあい文化センターの月曜日休館日は何を根拠に決定されたのか。
②休館日を月曜以外の平日に変更してはどうか。

答

①法的な根拠は特段ないが、開館当時の筑紫地区と近隣団体の状況、施設勤務職員の勤務条件への配慮等により決めた。
②平成十三年度に、関係課で政策会議を四回程開催し、この問題を協議した。ふれあい文化センターを開館した場合の費用は、一日、人件費を除いて約百万円強かかっており、月曜日の休館日をやめて、年中無休とした場合は、年間六千万円の費用増となるため財政面から実現不可と結論をだした。月曜日以外の平日を休館日とした場合は、新たな利用できない市民をつくるため、不公平は正とはならないと結論をだした。議論の中で提案することについては研究したい。